

# 最適土地利用総合対策

## &lt;対策のポイント&gt;

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

&lt;事例紹介等&gt;



## &lt;事業目標&gt;

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

## &lt;事業の内容&gt;

## 1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト>交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年、<ハード>交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

## 2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壤改良等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

## 3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

## &lt;事業の流れ&gt;

定額、5.5/10等

定額、5.5/10等

都道府県

都道府県、市町村、地域協議会等

(1、2の事業)

国

定額

民間団体

（民間企業、一般社団法人を含む）

(3の事業)

## &lt;事業イメージ&gt;

## 1. 最適土地利用総合事業

## Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

## Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地



ドローンによる播種



【蜜源作物等の作付け】

## 2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壤改良を支援



伐根・整地



廃ハウス等の支障物撤去



水路の補修・整備



土壤改良資材等の投入

【土壤改良】

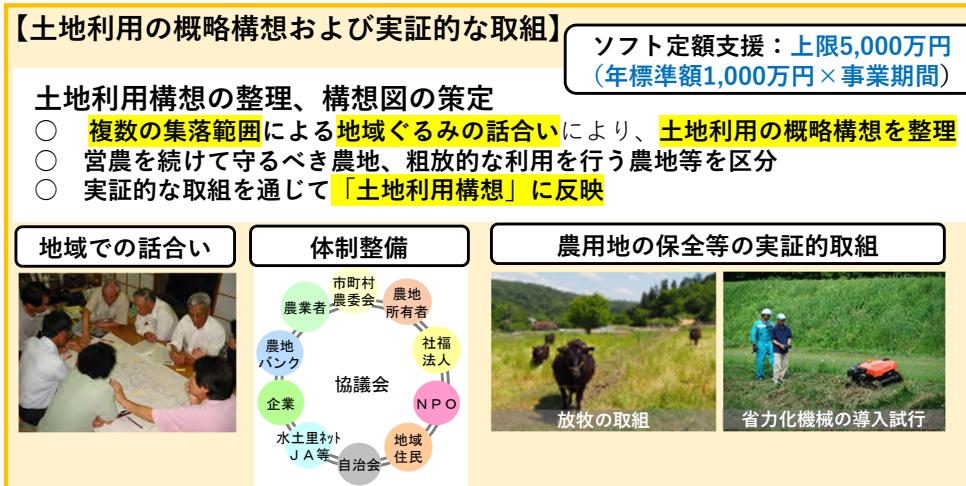
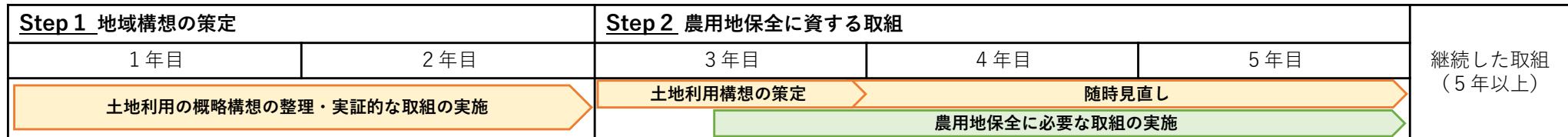
中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現した

農山漁村地域を活性化、荒廃農地を解消し、

# 中山間地域等の農用地地保全を軸とした最適土地利用総合対策の実施

- Step 1 で、地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想から、実証的な取組を行いつつ、3年以内に土地利用構想を策定  
(定額: 上限 5,000万円 (年標準額: 1,000万円×事業期間))
- Step 2 では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施  
(農用地保全のための簡易な基盤整備、農業環境整備 (農業用ハウス等) : 定率 5.5/10等 (上限 1億円 (年標準額: 2,000万円×事業期間))、粗放的利用支援: 定額 上限 10,000円/10a 等)
- 農用地保全を推進する農用地保全等推進員の措置 (上限250万円/年)

## 【最適土地利用総合対策の実施工程例】



ソフト定額支援: 上限5,000万円  
(年標準額1,000万円×事業期間)



## 【最適土地利用推進サポート事業】

事業の円滑推進を図るため、全国サポート事業により、取組内容の確認、達成状況の確認、優良事例の横展開等を全国的に支援

# 最適土地利用総合対策

## 事業要件等

**事業内容**：地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成（事業着手から3年以内に策定すること）し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援

**実施区域**：特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域、特認地域※1の複数集落

**実施主体**：都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構。

①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。

**交付上限**：ソフト：定額

上限 5,000万円（年標準額：1,000万円）（体制整備等）

上限 10,000円/10a 等（粗放的利用支援）※2

上限 250万円/地区/年（農用地保全等推進員）※3

ハード：5.5/10 等（上限 1億円（年標準額：2,000万円））※4

**実施要件**：農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。

事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用をすること。

**実施期間**：最大5年間（2年以上5年以内）

※1 都道府県知事による認定 ※2 最大3年間

※3 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること

※4 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること

## 事業の流れ

定額、  
5.5/10

都道府県

定額  
※5  
民間企業

※5 最適土地利用推進サポート事業

### 事業実施主体の例

都道府県、市町村  
土地改良区、地域協議会等

市町村※6 地域住民※7

農業者※7 農業委員会

NPO その他

※6 市町村、農業者、地域住民について必須の構成員とする。  
※7 農業者及び地域住民においては複数の者が参画すること。

## 対策の概要

### 1 体制づくり、土地利用構想の概定

地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組



### 2 実証的な取組から土地利用構想の策定

実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組、省力化機械の導入



農用地保全の実証的な取組

土地利用構想の策定

### 3 粗放的利用体制整備

粗放的利用な農地利用として、放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用、ビオトープ、計画的な植林への支援

粗放的利用による農業生産：上限10,000円/10a

農業生産の再開が容易な土地利用：上限 5,000円/10a



粗放的利用等の定着支援

### 4 農用地保全等推進員の措置

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画の作成を行うことで、人件費を支援（上限250万円/年）



これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート

## ソフト交付対象経費

人件費、旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、役務費(通信運搬費、報酬・給与等)、機械器具費、工事費、測量設計費、工事雑費等（実証整備等経費を含む）

### 5 土地利用構想に基づく農地保全のための基盤整備等

土地利用構想に基づき各種取組を選択・実施  
なお、守るべき農地の生産基盤整備は、地域計画の作成又は作成の見込みが必要

※ 本格的な整備にあたっては、連携する事業を活用



荒廃農地の解消

法尻の排水対策

## ハード交付対象経費

工事費、測量設計費、機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、実施設計費、換地費、工事雑費